

「医療法人等の所得金額計算書」 記載の手引

この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の23第2項の規定を受け、医療法人（公益法人等で医療事業を行うものを含みます。）又は医療事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除きます。）（以下「医療法人等」といいます。）が法人の事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を提出する際に、「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表4、以下「法人税申告書別表4」といいます。）、「貸借対照表及び損益計算書」と併せて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

- (1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合
- (2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける場合
なお、この場合には、「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5をいいます。以下同じ。）の「備考」欄にその旨を記載するとともに「社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績運動給与の損金算入に関する明細書」（法人税法施行規則別表10(7))を添付してください。
- (3) 社会保険診療に係る所得とその他の所得とを区分経理している場合
なお、この場合には、その区分経理による所得計算についての明細書を添付してください。

「医療法人等の所得金額計算書」の記載要領

- 1 ①の欄は、「所得金額に関する計算書」の「再仮計^⑱」欄の金額を記載します。
なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額を朱書きするか又は当該金額に△印を付して記載します。
- 2 ②の欄は、総所得金額の計算上、土地等の譲渡益等がある場合に譲渡収入から取得費及び譲渡費用を減算した金額を記載します。
- 3 ③の欄は、①の欄の金額から②の欄の金額を減算した金額を記載します。
- 4 ④及び⑤の欄は、医療事業とその他の事業とを併せて行っている場合に、それぞれの所得金額又は欠損金額を記載します。
医療事業のみを行っている場合には、それぞれの所得金額又は欠損金額を記載します。
- 5 ⑥の欄は、アの欄の金額を移記します。
- 6 ⑦の欄は、ウの欄の金額を移記します。
- 7 ⑧の欄は、エの欄の金額を移記します。
- 8 ⑨の欄は、③又は④の欄の金額に⑥の欄の金額を乗じた金額を⑦の欄の金額で除した金額を記載します。
なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切上げ（欠損金額の場合は切捨て）てください。
⑨の欄の金額は、「所得金額に関する計算書」の「社会保険等に係る医療の所得^⑳」の欄に移記します。

「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」記載要領

1 社会保険診療に係る収入金額

法第72条の23第3項に掲げる健康保険法等社会保険各法の規定に基づく医療等の給付等について、支払を受けるべき次の金額を法律ごとに記載します。

- (ア) 保険者から支払を受ける金額
- (イ) 被保険者が負担する一部負担金及び家族療養費等に相当する金額
- (ウ) 市町村が実施する乳幼児医療費助成制度等に基づき、被保険者等に代わり支払を受ける金額

なお、社会保険診療報酬の査定に係る増減点の損益については、その通知のあった日の属する事業年度の収入金額に加算し又は減算します。

2 自由診療等の収入金額

医療事業の総収入金額のうち、社会保険診療に係る収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。

なお、介護保険法に基づく居宅介護サービス等に係る収入（被保険者が負担する額を含む）については、法第72条の23第3項第4号に規定するもの以外のものが対象になりますので注意してください。

また、消費税（地方消費税を含む、以下同じ）の課税事業者である医療法人等が計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額はその他の収入金額に含めません。この場合、消費税申告書の写しを添付してください。

表に記載のない収入科目については、空欄に追加して記載してください。

3 その他の事業の収入金額

医療事業以外の事業に関し収入すべき一切の金額をいいます。

なお、その他の事業が医療事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、かつ、医療事業の附帯事業と認められるものについては、その他の事業の収入金額を自由診療等の収入金額の、附帯事業収入に含めて差し支えありません。

4 次に掲げるものは医療事業の総収入金額には含みません。

- (ア) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (イ) 土地等の譲渡に係る収入金額
- (ウ) 従業員の社宅、寮、駐車場等の使用料収入及び食事代収入
- (エ) 収入金額に計上した国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額（還付（充当）加算金額を除く。）
- (オ) 減価償却資産の売却収入のうち取得価額を超えない部分の額又はその他の経費の戻入と認められる収入金額
- (カ) 購入たな卸し資産に係る仕入割戻し（リベート）の額として収入に計上した金額
- (キ) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの施設建設補助金、施設整備補助金、医療機器購入補助金等をいう。
特定求職者雇用開発助成金、継続雇用定着促進助成金、予防接種助成金、救急病院助成金等は医療事業の総収入金額に含める。

5 申告調整及び更正による収入金額

「法人税申告書別表4」により加算又は減算した収入金額は、医療事業の総収入金額の計算上、損益計算書の各収入科目ごとの区分に従い、それぞれ加算又は減算してください。

なお、法人税の更正等を受けた場合においても、更正、決定により加算又は減算した収入金額について同様にしてください。